

筑波大学「日本財団 中央アジア・日本人材育成プロジェクト(NipCA)」主催

公開講演会シリーズ

「中央ユーラシアと日本の未来」

第16回

つくば市の外国人児童生徒の日本語教育等の支援を巡って
—現状と課題、コロナ後を見据えて—

筑波大学 人文社会系 准教授 澤田 浩子

Supported by  日本財団 THE NIPPON
FOUNDATION

2021年1月

筑波大学「日本財団 中央アジア・日本人材育成プロジェクト(NipCA)」主催

公開講演会シリーズ

「中央ユーラシアと日本の未来」

第16回

つくば市の外国人児童生徒の日本語教育等の支援を巡って
—現状と課題、コロナ後を見据えて—

筑波大学 人文社会系 准教授 澤田 浩子

講演会シリーズ「中央ユーラシアと日本の未来」の 講演会記録（第16回）の刊行に寄せて

白山 利信

筑波大学人文社会系教授・NipCA プロジェクト実務責任者
グローバルコミュニケーション教育センター長

今年度で3年目を迎えた筑波大学「日本財団 中央アジア・日本人材育成プロジェクト（NipCA）」は、2019年1月、文部科学省「大学の世界展開力強化事業（ロシア）」の本学の採択事業「ロシア語圏諸国を対象とした産業界で活躍できるマルチリンガル人材育成プログラム」（2014-2019）の成果とノウハウを引き継ぎ、新たなミッション、すなわち、中央アジアと日本を基盤に地域社会と世界の諸課題の改善や解決に挑み貢献する人材を育成するというミッションを担ってスタートしました。初年度を成功裏に締めくくべく残された事業案件を進めていた2020年春、新型コロナウイルスのパンデミックという事態に突然見舞われ、その時点で予定していた研修事業や国際学会は中止せざるを得ず、次年度の計画のすべてが変更を余儀なくされました。その後、新型コロナウイルスが収束しない中で、活動形態をオンラインに切り替え、派遣・受入事業を除けば、初年度を上回るプロジェクト活動を推進することができました。NipCA プロジェクト主催の公開講演会「中央ユーラシアと日本の未来」シリーズもそうした事業のひとつで、Zoom ミーティングによるオンライン開催に移行して行いました。オンラインという形態によって聴講者数が増加し、毎回60～80名あまりの聴講者に参加していただきました。聴講者から講演内容が素晴らしいので、冊子として読みたいとの多くの声を頂戴しました。そこで、本プロジェクトの社会貢献の一環として、講演会記録冊子として刊行することにしました。

本冊子に収められているのは、通算で第16回目になる「中央ユーラシアと日本の未来」公開講演会「つくば市の外国人児童生徒の日本語教育等の支援を巡って一現状と課題、コロナ後を見据えて」の全体を収録したものです。講師を務めていただいた、筑波大学人文社会系准教授の澤田浩子先生に深く感謝申し上げます。澤田先生は、筑波大学人文社会系の日本語教育分野と人間系の学校教育分野のメンバーを中心に、「多文化的背景を持つ児童生徒教育のための研究グループ <https://tsukuba-kosodate.net/about/>」の代表として活躍されています。今回のご講演では、ご自身が関わる、つくば市の小学校の事例を取り上げながら、外国人児童生徒をめぐる日本語教育支援の現状と課題について詳しくお話していただきました。言語の壁や文化的・宗教的な違いなどが要因で起こるさまざまな課題に対応する専門知識を備えた教員の確保が求められていることや、そうした人材育成の取り組みとしてインターンシップ派遣やオンライン教育支援などを通じた大学の役割が大きくなっていることなど、今後の大学教育による地域社会貢献の可能性について教えていただきました。コロナ後を見据えたオンライン支援のありかたに関する議論もあり、「誰一人取り残さない」教育を目指す、大学の役割とは何かについて考えさせられたご講演となりました。

今後も NipCA プロジェクトの講演会シリーズ「中央ユーラシアと日本の未来」は、基本的にすべて冊子化を予定しておりますので、どうぞご期待ください。

最後になりますが、日頃から筑波大学 NipCA プロジェクトを陰に陽に温かく支えて下さっている公益財団法人日本財団の森祐次常務理事、有川孝国際事業部長、ハフマン・ジェイムズ国際事業部課長、そして日本・中央アジア友好協会（JACAFA）のヴルボスキ京子会長に対して、衷心より厚く御礼を申し上げます。

白山 時間になりましたので、第16回「中央ユーラシアと日本の未来」公開講演会を始めさせていただきます。

本日、司会を担当します筑波大学人文社会系教授の白山利信と申します。よろしくお願いいたします。本学のグローバルコミュニケーション教育センター長をしており、また筑波大学「日本財団 中央アジア・日本人材育成プロジェクト」の実務責任者もしております。

本日の講演会は、筑波大学「日本財団 中央アジア・日本人材育成プロジェクト」と日本言語政策学会多言語対応研究会との共催となっております。

多様な在留外国人の増加とともに、今後、一層、変貌を遂げるであろう日本社会において、多言語対応という視点から多文化共生のための言語政策について、日本社会全体が考えていかなければならない時代に入りました。この多文化共生時代の到来への対応を社会で、皆で考えていかなければならないという共通の認識から、本プロジェクトと日本言語政策学会多言語対応研究会とが協力・連携するかたちで今回の公開講演会を共催しております。さらに本学のグローバル・コモンズ機構、SGU 事業推進室、グローバルコミュニケーション教育センター社会貢献委員会、地域研究イノベーション学位プログラム、人文・文化学群、社会・国際学群が協力組織となっております。

筑波大学「日本財団 中央アジア・日本人材育成プロジェクト」では、中央アジアと日本を自在に行き来し、当該社会の発展のために活躍できる人材育成に現在、取り組んでおります。将来のキャリアパスに役立つテーマを選んで、中央アジア出身の留学生たち、また本学の日本人学生が日本の国内事情、中央アジア社会の諸課題、世界のSDGs（持続可能な開発目標）の達成に寄与する取り組み等を、より良く理解するための機会として「中央ユーラシアと日本の未来」と題する公開講演会をシリーズとして実施しております。

本日は多文化共生時代の到来への対応を社会で考えるという観点から、その研究と教育実践において最先端にいらっしゃる本学の人文社会系准教授の澤田浩子先生をお招きいたしました。澤田先生について、簡単にご紹介させていただきます。澤田先生は神戸大学の学部、大学院を卒業、修了されまして、京都大学留学生センターを経て、2006年10月に本学に着任し、現在に至っております。ご専門は言語学、日本語教育で、主に日本語の構文論や談話研究を中心に研究をされております。最近は談話コーパスの構築であるとか、あるいは日本語学習者

の談話能力の分析などについても特に力を入れて研究されています。今回のご講演の関係で申し上げますと、外国人児童生徒の増加に伴い、つくば市及び周辺の教育課題にも取り組み、2018年に「多文化的背景を持つ児童生徒教育のための研究グループ」を主宰されています。ここでは人文社会系の日本語教育分野と人間系の学校教育分野のメンバーが活動をしています。

それでは、ご講演に入りたいと思います。本日の講演題目は「つくば市の外国人児童生徒の日本語教育等の支援をめぐる—現状と課題、コロナ後を見据えて—」です。本日は、つくば市の外国人児童生徒への日本語教育支援に関する調査研究などを通じて得た澤田先生の知見やお考えなどをしっかりと学んでいきたいと思います。

それから、どこまで取り上げられるか分かりませんが、チャットにご質問や感想、コメントなど遠慮なく書いていただければと思います。それでは澤田先生、ご講演をよろしくお願いいたします。

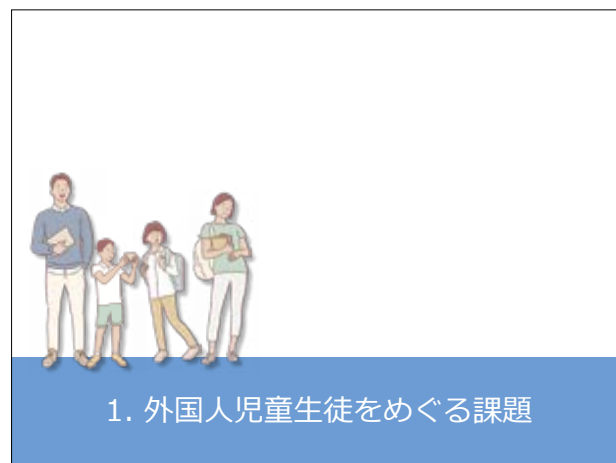
澤田 ご紹介くださりまして、ありがとうございます。過分なご紹介を頂きまして、この後、お話をするのに、緊張し始めてしまったのですが、これから1時間、どうぞ皆さま、よろしくお付き合いください。

今日はこのようなトピックでお話をしていきたいと思っています。まず外国人児童生徒をめぐる課題について。その後、外国人児童生徒に対して行われている日本語指導の概要について。そして、それらを踏まえて、共同研究のメンバーで進めている大学教育の実践について二つご紹介をした上で、最後、「コロナ後を見据えて」というところで、今、自分自身が考えていることを皆さまと共有して、ディスカッションができればと思っています。よろしくお願いいたします。

それから、今日のお話ですが、この3年間にわたりまして、人文社会系、人間系のいろいろな先生方と



TOPICS	1. 外国人児童生徒をめぐる課題 2. 外国人児童生徒の日本語指導 3. 大学教育の役割 ・実践1：インターンシップ派遣 ・実践2：オンライン支援実習 4. コロナ後を見据えて
--------	---



ACKNOWLEDGEMENTS	▶ 人文社会系リサーチグループ「多文化的背景を持つ児童生徒教育のための研究グループ」 ▶ 筑波大学新型コロナウイルス緊急対策のための大学「知」活用プログラム「循環型社会を目指した外国人児童生徒のためのオンライン日本語支援体制の構築」 ▶ JSPS 科研費20K00696 基礎研究(C)「外国人住民への地域的包括的支援のための基礎的研究」 ▶ 茨城県グローバル・サポート委託研究「オンライン学習による日本語初期指導カリキュラム開発・検証のための基礎研究」
------------------	--

サーチグループを通じて活動してきた一部をご紹介します。
 いただুকたちになります。

◆外国人児童生徒をめぐる課題

それでは、まず一つ目のトピックの外国人児童生徒をめぐる課題についてです。私自身が外国人児童生徒の日本語教育に向き合うようになるその最初のきっかけとなったのが、茨城県つくば市B小学校の先生とのお話です。

その先生から、ある日、筑波大学の誰か日本語関係、日本語教育関係の人と話がしたいということで、学校に訪問してお話を伺ったところ、年々、外国人の児童が増えて、対応に追いつかないんだという話でした。このB小学校というのは、随分前から外国人の児童が在籍している学校で、異文化の子どもたち、日本語の指導が必要な子どもたちの対応には経験をお持ちの学校であったにもかかわらず、年々増えて、対応が追いつかないんだということです。

特に、多様化する彼らの背景の中で日本の集団生活をどういうふうに教えていったらいいのか。特に大学の近

郊で、ある特定の国の人々、あるいは特定の民族の人々が急にわっと増えるということがあります。例えばインドネシア系の人がある地域に増えたり、あるいはモンゴル系の人がある地域に急に増えたりするなどです。そうすると、それまでその学校の中での児童同士が、日本国籍の人、外国国籍の人、そして、その外国国籍の中でもいろいろな国の人同士というのが非常にうまくいっているように見えていても、急に特定の国・民族の児童が増えると、急に学校内のパワーバランスが崩れることがあるということでした。

そこでの事例を紹介しますと、急に年々からインドネシア系の人が増えるようになる。そうすると、イスラムの教えを非常に厳密に守る民族の人たちとそうでない民族の人たちとの間で、日本の学校の中での生活習慣の違いから、子どもたち同士が少しもめてしまうということがあったそうです。そういった宗教的あるいは文化的習慣の違いによって、恐らく彼ら自身が何らかの戸惑いや、傷を受けている。そういったメンタルのケアを、どうしたらよいか。

さらに、学習についていけない子がいた場合、それは日本語の問題なのか、言語障害や学習障害などを持っているのではないのか。そういった判断を自分ができないがために、子どもに適切な教育を与えてあげられていないのではないのかというような悩みを日々、抱えながら、子どもたちの指導に当たっていらっしゃるという様子をお聞きました。

それから、保護者の方との連絡においても非常に悩みをお持ちでした。ほぼ日本語ができないという方も多くいらっしゃって、さらには日本の学校文化ですね。例えばプールがある日には毎朝、熱を測って、書類にはんこを押して、持っていかなければならないとか、あるいは参観日にはほとんどの保護者は学校に行くものであると

か、そういった文化を全く理解してくれないために、なかなか学校の行事がうまく進まない。そういったことの連絡で本当に日々、忙殺されているんだというお話です。

さらには、短期で帰国する子どもであれば、最低限の生活ができる日本語と、国に帰った後、学習についていける学習力をつけてあげたい。しかし、長期で日本にいて、中学、高校へと進学する予定があるのであれば、それを見越した指導計画を立ててあげなければならない。だけど、保護者と相談をしても、いつまで自分たちが日本にいるのかということを保護者自身があまり考えていない。先生たちからすると、ちょっと無責任なんじゃないかと思うような保護者もいるんだというお話です。

保護者自身が、仕事が来年度も継続してあれば日本にいても、なければ帰らざるを得ない、あるいは学生であれば、奨学金が来年ももらえれば、日本にいてもできるけど、そうでなければ帰らないといけないというように、滞日の計画を立てられない中で、自分たちの子どもを言語、文化、慣習の違う学校に通わせているという実態が見えてきました。

今、お話ししたような状況は日本の公立学校のあらゆるところで起きているわけです。現在、日本の公立学校に在籍している外国籍の児童生徒は約10万人います。そのうちの約43%の児童生徒が何らかのかたちで日本語の指導が必要である、つまり、そのままでは学校の中での生活ができない、あるいは、授業についていくことができないということです。

同じような状況は日本国籍の児童生徒にも当てはまります。国際間での人の移動が激しくなるにつれて、国際間での結婚、出産が増え、日本国籍を持っているが、家庭での母語環境によっては日本語が十分でないまま、就学年齢を迎えてしまった子どもたちがたくさんいるわけです。その数が平成30年度時点で約1万人。先ほどの

外国籍の児童生徒数と合わせると、日本語指導が必要な子どもが約5万人いる。10年前、平成20年と比べると、約1.5倍のスピードで増えているということになります。

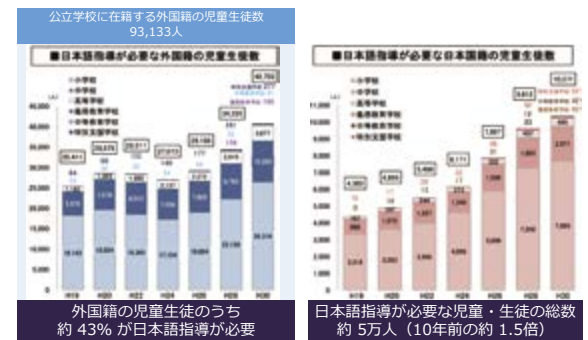
さらに自治体別で見ると、より偏った様相を呈することになります。東京都、神奈川県を中心とする関東、それから静岡、愛知を中心とする東海の4県、それから大阪府、ここに全国のほぼ8割近くの外国籍の児童生徒が居住をしています。茨城県も、千葉、埼玉に続いて、その二つの県に隣接している県南・県西地域で外国籍の児童生徒数が増えています。

児童生徒が在籍する学校数で見ますと、2014年には6,800校、全体の23%程度であったのが、2018年（平成30年）には30%近くにまで増えている。つまり日本語指導の必要な児童生徒の対応を、去年までは必要がなかった学校が今年から急に対応を迫られるということがあちこちで起きているということになります。

このような状況で、文科省も制度の立て直しを図っていて、平成26年のいわゆる「特別の教育課程」制度の導入が一番大きな変化となります。学校教育法の一部改定があり、通常の在籍学級で、日本語で学習と一緒に

1. 外国人児童生徒をめぐる課題

(2) 日本の公立学校の概況



文部科学省『日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査』平成30年度

1. 外国人児童生徒をめぐる課題

(1) 茨城県つくば市 B小学校の事例

▶ 外国人児童生徒の対応

- ・年々、増えて、対応に追いつかない！
- ・日本の集団生活、学校行事をどう教えればいい？
- ・急に特定の国・民族の児童が増えると、校内のバランスが…
- ・宗教的・文化的習慣の違いによるメンタルのケアは？
- ・日本語ができないだけなのか、もしかしたら障害（言語障害・学習障害など）なのか、判断がつかない…

▶ 保護者との連絡

- ・保護者が日本語がほとんどできない…
- ・日本の学校文化や習慣をまったく理解してくれない…
- ・日々の連絡業務だけで忙殺されています…
- ・滞日計画の見通しが立たないので、児童の長期的な学習計画を立ててあげることができない。



1. 外国人児童生徒の教育をめぐる課題

(2) 日本の公立学校の概況

図1 日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況（都道府県別）日本国籍・外国籍合計（平成30年度）



文部科学省『日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査』平成30年度

取り組むことが難しい児童生徒は、「取り出し」をして日本語教室という別の学級をつくり、そこで日本語の学習をする。その学習を義務教育課程における学習時間にカウントすることができるというものです。実際の取り出し教室の様子ですが、こちらは浜松市の浜名小学校がブログで子どもたちの活動の様子を情報発信しております、こちらから写真をお借りしてきました。こういったかたちで、この時間帯、別の教室ではこの子どもたちが勉強しているクラスが同時で行われているわけですが、1週間のうち、例えば3コマあるいは5コマ、特定の時間だけ別室に来て、日本語指導担当の先生と多くはマンツーマン、あるいは少人数で日本語の指導を受けながら、学習を進めていくことになります。

平成29年には日本語指導を担当する教員を安定的に確保するために、文科省は全国の自治体に対して、日本語指導の必要な児童生徒18人に対し、日本語指導を担当する教員を1人付けるようにという指針を出しています。

さらには同じく平成29年に改訂された新学習指導要領の中でも、特別な指導の必要な児童生徒への指導という中の1項目として、海外から帰国した児童や外国人の児童の指導について、一人一人の日本語能力を的確に把握しながら、それぞれきめ細やかに個別の指導をすること。先ほどの特別的教育課程という制度を活用しながら、指導の工夫を学校全体で組織的・計画的に行うことが必要だということを文科省は推進しています。

そして、現在、外国人の児童生徒の日本語指導の要になっている日本語指導担当教員には、幾つかの役割があるとされています。

1点目は、児童生徒との関係において、指導・支援はもちろん、まずはその児童生徒の居場所になる。そして、自分自身が学校内で彼らの居場所を広げるための支援が

できるような、そういう存在になる必要があるということ。

2点目は、このように取り出されて授業を受けると在籍学級にいる時間がそれだけ短くなる。あるいは在籍学級でやっている行事・活動の一部についていけないということが生じるわけです。どうしても在籍学級、他の日本のお友達から孤立をしてしまいがちであるところを、担当教員や学校の管理職の教員と情報を共有することで、外国人児童生徒の学校の中での立場をしっかりと位置付けてやる必要があるということ。

それから3点目として、家庭との連携です。先ほど日本語教室の担当の先生の話にあったように、保護者との連絡が何よりもこの活動の中で重要になるわけですが、単に外国籍の児童の保護者とだけでなく、その地域と一緒に住んでいる日本人保護者との関係づくりもこの日本語指導担当教員の役割として挙げられています。つまり、この地域の中で外国籍の家庭、保護者が孤立しないように、地域全体でその家庭を支える仕組みづくりをやっていく必要があるということ。

最後に、4点目ですが、外部の機関、例えば教育委員会や、その地域の他の学校、そういったところとの連携。あるいは多くの地域のボランティア団体、あるいはNPO団体、あるいは国際交流協会などの法人機関、そういったところで地域の日本語教室などが運営されていることが多いのですが、そういった地域との連携、関係づくりということ。

こうして挙げてみますと、文科省が日本語の指導の担当教員を加配、配置する。そして、その中で特別的教育課程を運営するということをうたってはいるわけですが、今のこの四つの役割ですね。これはどれも必要なことですが、これを全部、一人でこなすことができるような異文化間調整能力を持った、組織内で動くことのできる能力を持った人が、実際に、いくらいるのでしょうかということです。

つまり、今言ったような業務・責務は、非常に高度な専門知識や技術、地域との連携、あるいは学校組織の中での動き方の経験を持ったかなりのベテランの教員でないと恐らく難しいだろうと思います。そういった教員をこれから養成していくということが何より一番大きな課題なのではないかと思います。

さて、今、ここまでお話をしたところで、またつくば市のお話に戻りたいと思います。今日、ご参加されている方の中には、つくば、茨城のご出身でない方もいらっしゃるのかもしれないので、つくば市について少しご紹介

1. 外国人児童生徒をめぐる課題

(3) 日本語指導の制度

▶「特別的教育課程」制度の導入（平成26年）

- ・児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるため
- ・日本語指導担当教員（教員免許を有する者）＋指導補助者（日本語教師・ボランティアなど）
- ・原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」授業



外国人児童生徒受け入れの手引き 2019年3月改訂版より



浜松市立浜名小学校ブログより 「取り出し」授業の様子

▶日本語指導を担当する教員の安定的な確保（平成29年）

- ・日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数 児童生徒18人に1人

▶「新学習指導要領」（総則）での明記（平成29年）

- 海外から帰国した児童や外国人の児童の指導
- ・一人一人の日本語の能力を的確に把握
- ・「特別的教育課程」制度を活用しながら、指導の工夫を組織的・計画的に行うことが必要

1. 外国人児童生徒をめぐる課題

(3) 日本語指導の制度

▶ 日本語指導担当教員の役割



- ① 児童生徒への教育活動（指導・支援、「居場所」を広げるための支援）
- ② 校内の連携・共通理解（学級担任との連携、他の教職員等との情報共有）
- ③ 家庭との連携・共通理解（保護者への連絡、学校と日本人保護者との関係づくり）
- ④ 外部機関や地域との連携（教育委員会、学校間の連携、地域との関係づくり）

高度な専門的知識と技能・経験を持った学校教員の不足

介します。つくば市は茨城県の県南地域にある市で、北に筑波山がありまして、その周辺に旧農村部といえますか、集落が広がっています。1970年代以降、研究学園都市として、多くは都内から、研究施設や大学などの研究機関、それから企業を誘致して開発されたのがこの研究学園地区ということになります。

さらに、つくば市は、以前は常磐線が走ってただけで陸の孤島のような場所で、最寄りの鉄道駅からは40分から1時間くらいかけてバスで移動するというようなところだったわけですが、2005年につくばエクスプレスが開通して、現在はその沿線を中心に、さらに宅地開発、あるいは企業用地開発が進んでいます。おおよそ青色で示した部分周辺が、今現在、最も発展しているところですよ。

つくば市の中での日本語指導、日本語支援の歴史を見ていきます。このピンクで示した研究学園地区は、もともと大学の研究者、あるいは企業の方、それから留学生も含めて、外国籍の方の居住が多かった地域で、その地域の小中学校には彼らの子弟が1981年代くらいから一定数いたわけですよ。今のような制度ができるずっと以前から、それぞれの小学校ではPTAを中心として組織された日本語指導の日本語支援ボランティア団体が活動をしていました。途中で活動をやめてしまわれたところもありますが、現在まで本当に長い間、40年近く活動を続けています。

そういった小学校ごと、中学校ごとにボランティア団体がいて、その中でPTAと学校とが連携するかたちでその学校の児童生徒を支援してきたわけですが、先ほどの特別の教育課程、それから日本語指導の担当教員の加配をするという形で、もともとボランティア団体がいた学校にも加配教員が配属される。さらにはボランティアの方はいないが、近年になって、外国籍の児童生徒が増

えてきた、一定数以上いるという学校にも加配教員が配属される。そのようなかたちで、現在、学校内で日本語教育が行われています。ボランティア団体がいるところは加配の教員とボランティア団体とが協力をしながら、あるいはボランティア団体がいらっしやらないところは加配の先生だけで、自分たちの学校の外国籍の日本語指導が必要な児童生徒の日本語指導をしていることになりました。

しかし、加配の先生だけでは間に合わないくらい外国籍のお子さんが増えてくる、あるいは市の中心部以外の周縁部といったこれまでは外国籍の児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒がいなかったような学校にもぽつぽつとそういった生徒さんが入ってくるということになると、やはり「日本語の指導が必要だ」「何らかの専門家を派遣してほしい」という要望がそれぞれの小学校、中学校から出てくるようになります。

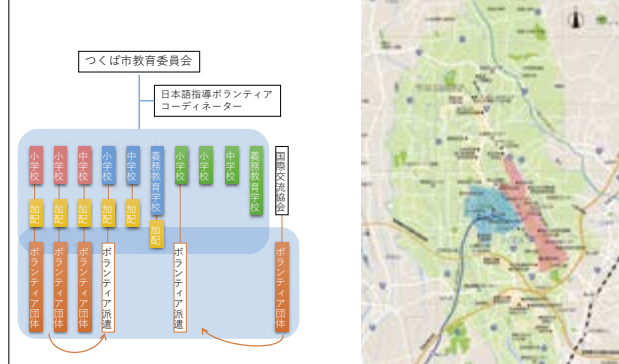
そのような中で、つくば市の国際交流協会が子どものための日本語指導ができるボランティア団体、ボランティアの養成を始め、さらにつくば市の教育委員会がこれらのつくば市域全体の学校の要望を集約して、どの学校に何人くらい日本語の指導が必要な子どもがいて、どこに何人くらいボランティアを配置すればいいかということを経統括するようになりました。あるボランティア団体の会長さんが、この日本語指導ボランティアコーディネーターを現在、市から委託を受け、行っているらしいです。このつくば市の教育委員会と連携して、ボランティア団体全体を経統括し、ボランティア団体が支援していない学校にも各ボランティア団体からボランティアさんが派遣される。そして、適切な指導をここで行うというような体制が取られています。

このようにお話をすると、今、つくば市というのは、古くから培われてきたボランティアの方々による日本語支援の体制、そしてそれを統括する市の、行政の体制が非常にうまく回っているかのように見えるのですが、実際は課題がたくさんあります。

まずボランティアの人員の不足が挙げられます。昨今、このつくば市の周縁部でも外国人児童生徒が増加しているにもかかわらず、市の中心部から市の周縁部まで広域で動いてくださるボランティアの方が意外に少ない。もちろんそれぞれの交通の便や時間などの制約の中で、広域で動けるボランティアの方が少ないため、これからの課題としては、広域で支援体制を確立していく必要がある。市がリーダーシップを取って、まさに市がリーダーシップを取って、広域で支援していく体制が必要になっ

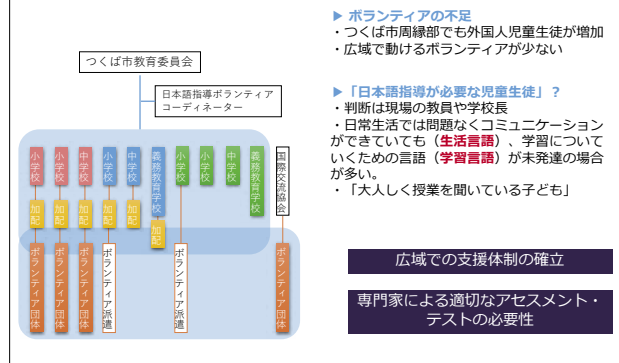
1. 外国人児童生徒をめぐる課題

(4) 茨城県つくば市の事例



1. 外国人児童生徒をめぐる課題

(4) 茨城県つくば市の事例



てくる。

それから、これはそもそもの問題なのですが、その学校で日本語指導が必要な児童生徒がいる、いないという判断をするのは現場の教員や学校長なんですね。もちろんこの学校の先生方、校長の先生方が、皆さん、日本語のレベル判定に関しての専門的な知識をお持ちというわけでは当然ないので、例えば日常生活では問題なくコミュニケーションができており、生活言語の点では問題がなくても、学習についていくための言語、学習言語が未発達の子供が多い中で、それをかなりの程度、見過ごしてしまっている、見落としてしまっている可能性があるのではないか。それから「教室に座って、おとなしく授業を聞いているので、何の問題もないよ」というような認識の先生もいらっしゃるというふうにもお話には聞きます。つまり何らかの専門家による適切なアセスメントテストが行われずに、今現在、日本語指導が必要、必要でないということが判断をされている。必要であるというかたちで教育委員会に上がってきた情報であればいいのですが、必要ないというかたちで切り捨てられて

しまった中に、実は非常に大きな言語的な困難を抱えたまま、教室に座っているという子どもが一定数いるんじゃないかということも大きな課題かと思います。

ここでまた少し全国的な状況にお話を戻しますが、今、お話ししたような状況の他に、実は学校の外で起きている課題もあります。それが外国人児童生徒の不就学の問題です。日本の憲法、それからそれに基づく教育基本法で、日本の義務教育を全て国民の権利・義務として定めていますが、ここで国民というのは日本国籍を有する者であって、日本国内に居住する者全てではないわけですね。ですので、日本に居住していても、日本国籍を持たない人はこの義務教育の恩恵にはあずかることができないということになっています。

しかし、国際連合によって採択されて、日本も批准している「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」というものの中に「教育についてすべての者の権利を認める」、特に「初等教育はすべての者に対して無償とする」ということが定められていて、日本はこれに批准をしていますので、この二つの憲法と国際規約との両方を両立するかたちで、今、外国人が希望する場合には公立の小学校に無償で受け入れる。そして、日本人と同一の教育を受ける機会を保障しているというかたちになっています。従って、外国人、その保護者が希望すれば、教育を受ける権利というのは与えられますが、逆に希望しなければ、その義務教育のラインには乗らないということになります。

そうするとどうなるかというと、これが現在、最新の令和元年時点での全国の不就学の児童生徒数のデータになります。先ほどもお話ししたように、義務教育学校、それからその他の外国人学校を含めて、就学している外国人の児童生徒数は約10万人です。それに対して、就学していない、不就学であるということが分かる、就学

1. 外国人児童生徒をめぐる課題

(5) 外国人児童生徒の不就学率

- ▶ **日本国憲法**（昭和21年11月3日憲法）
第26条 **すべて国民は**、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 **すべて国民は**、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- ▶ **教育基本法**（平成18年12月22日法律第120号）
（義務教育）
国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- ▶ **経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）**
（昭和54年8月4日条約第6号）（抄）
第13条
一 この規約の締約国は、**教育についてのすべての者の権利**を認める。
二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。
(a) **初等教育は**、義務的なものとし、**すべての者に対して無償のもの**とすること。



外国人が希望する場合には、公立の義務教育諸学校に無償で受け入れ、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

1. 外国人児童生徒をめぐる課題

(5) 外国人児童生徒の不就学率

表1 年齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況（令和元年5月1日時点）

区分	就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 （予定含む）	⑤ 就学状況 確認できず	①～⑤ 計	⑥ 住民基本台帳 上の人口 （政令1-1） との差
	①義務教育 満年齢	②外国人 学校等					
小学生相当 計	68,237	3,374	399	2,204	5,892	80,106	6,960
（構成比）	(85.4%)	(4.2%)	(0.5%)	(2.8%)	(7.4%)	(100.0%)	
中学生相当 計	28,133	1,649	231	813	2,766	33,592	3,223
（構成比）	(83.7%)	(4.9%)	(0.7%)	(2.4%)	(8.2%)	(100.0%)	
合計	96,370	5,023	630	3,017	8,658	113,098	10,183
（構成比）	(84.8%)	(4.4%)	(0.6%)	(2.7%)	(7.6%)	(100.0%)	

就学者数
約 10万人不就学・就学実態の把握できない子供
約 2万人
(6人に1人)

文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果について（確定版）」令和2年3月

しているのかどうかははっきり分からない、あるいは調査時点で既に出国した、転居した、またはそうする予定なので、就学しているのかどうか分からない、という人数を合わせると約1万人あまりになります。さらに、実はこの部分は各自治体の教育委員会で把握しているデータなのですが、教育委員会で把握しているデータと住民基本台帳とを突き合わせると、さらにそこに1万人の誤差が生まれるということです。つまり日本に入学をされていて居住していることは分かっているけれど、教育委員会がそもそも把握をしていない、把握ができていない子どもがさらに+1万人いるということです。もちろんこの中には就学をしている子どももいるのだらうと思いますが、いずれにしても不就学である、あるいは就学実態がはっきりと分からない子どもが、これを全部合わせると2万人に上り、これを数にすると大体6人に1人という割合になります。6人に1人の子どもが今、この地域に暮らしていて、どこかの部屋の中にいながら、学校に行っていないということになります。

さらにその子たちが大きくなって、高校に進学をした後のデータです。日本の高校の中退率というのはかなり低くて、全体で1.3%なのですが、日本語指導が必要な児童生徒に限定すると9.6%。10人に1人がせっかく高校に進学をしたのに、ついていけずに中退をしてしまう。高校の場合、試験があつて、単位を取らないと進級ができないということがありますので、そういった中で、1年目、頑張ったけれど、2年目で、じゃあ、もう中退しようかというようなことが出てくるわけです。あるいは日々の学校の授業についていけないので、だんだん学校に行かなくなるということですね。

それから、日本の高校生の7割が何らかのかたちで高校よりさらに上の学校に進学するわけですが、日本語指導が必要な子どもたちに限ると4割に下がってしま

1. 外国人児童生徒をめぐる課題

(6) 外国人生徒の高校中退率と就職・進学率

文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」平成30年度			
1. 中途退学率	既進している生徒数	中途退学した生徒数	中途退学率
日本語指導が必要な児童生徒（外国生まれ） （注）外国生まれの児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒は除く。	2,833	270	9.5%
日本語指導が必要な児童生徒（外国生まれ） （注）外国生まれの児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒は除く。	2,833	270	9.5%
2. 就職・進学率	就職・進学率	就職・進学率	就職・進学率
1. 就職率	就職率	就職率	就職率
日本語指導が必要な児童生徒（外国生まれ） （注）外国生まれの児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒は除く。	308	297	96.1%
日本語指導が必要な児童生徒（外国生まれ） （注）外国生まれの児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒は除く。	308	297	96.1%
2. 進学率	進学率	進学率	進学率
日本語指導が必要な児童生徒（外国生まれ） （注）外国生まれの児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒は除く。	342	188	55.0%
日本語指導が必要な児童生徒（外国生まれ） （注）外国生まれの児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒は除く。	342	188	55.0%

「将来の隣人」である外国児童生徒
彼らの豊かな社会的自己実現のために何ができるか

いますし、高校を卒業した後、進学も就職もしない人の割合というのも、やはり全体の平均からするとかなり高い割合になっていますし、就職をしたとしても、それが非正規の雇用であるという割合が何と全体の4割にも及ぶということです。

つまり、日本の学校における外国人児童生徒の日本語指導の問題というのは、単に言語の問題だけではなくて、将来、われわれの隣人となる彼らがいかに豊かなかたちで社会的に自己実現をしていくのか。そのためにどのような手助け、どのような教育ができるのかということに他ならないということになります。

◆外国人児童生徒の日本語指導

さて、ここまでお話をしたところで、続いて外国人児童生徒の日本語指導のお話をしたいと思います。

こちらが文部科学省から2019年に改訂版で出た『外国人児童生徒受入れの手引き』というものです。この中に、どのようなかたちで日本語の指導のカリキュラムを組んでいったらいいのかというガイドラインが示されています。それぞれレベルに応じて、サバイバル日本語か



2. 外国人児童生徒の日本語指導

ら基礎日本語、技能別日本語、教科との統合、教科の補習というかたちで段階を踏んで進めていくようになっていますが、まずこのサバイバル日本語を見てみたいと思います。

これは豊橋市の教育委員会が自身のサイト上で公開しているフリーの教材ですが、このような形で、単にもの名前を覚えたり、日本語の表現、文型・文法を覚えたりというのではなく、まず学校に通って教室でなじむためにどんな日本語が必要なのか。ある、ない、忘れた、持ってきたというような、学校に持ってくる持ち物を理解できるか。さらには先生に持ってきてはいけないものを教わる。学校にはルールがあって、日本のルールの中でこういうものを持ってくるはいけないというルールも学びながら、日本語も同時に学ぶ。連絡帳とか連絡袋といったように、恐らく母国の学校ではなかったようなもの、あるいは水筒を毎日持ってくるといったものも、こういった日本語を学ぶ中で併せて触れていく必要がある。そういったことに配慮して、このサバイバル日本語の教材が開発されています。

それからこちらで東京都教育委員会が公表・公開を

しているものですが、「かいて」、「よんで」というような教室での指示あるいは友達とのコミュニケーションが図れるような「みせて」、「かして」のような日本語から優先して教えていく。そのような、彼らが学校生活の中でいかに人間関係を築いていくことができるか、生活ができるかという視点で日本語の教材が組み立てられているということが分かります。

それから、4段階目のところにあったJSLカリキュラムというものです。日本語を第2言語とする人のためのカリキュラムということですが、日常的な会話というのはある程度できるが学習言語がまだまだ身に付いていない、そのような子どもたちのために、日本語を学びながら、同時に教科の内容、教科に橋渡しをするための活動、その中で力をつけてもらうことを目指して、文科省の方で開発されたカリキュラムです。これも全て文科省の方に教材例、教材案などが出ているので、一つ、今、そこから中学校の理科の単元を持ってきました。

顕微鏡を使って葉っぱの光合成をする器官を観察する活動ですかね。光合成をすると、酸素が発生するというのを調べるとか、そういう活動ですかね。

2. 外国人児童生徒の日本語指導

(1) 日本語指導の制度

① サバイバル日本語	文化・習慣の違いからくる困難 → 日本の 学校生活 や 社会生活 について必要な知識
② 日本語基礎	日々浴びせられる日本語のシャワー → 整理し、規則を学ぶ 「発音」「文字・表記」「語彙」「文型」
③ 技能別日本語	文を使って、活動をする力 → まとまった内容を「聞く」「話す」「読む」「書く」
④ 日本語と教科の統合学習	日本語学習と教科学習の橋渡し → JSLカリキュラム
⑤ 教科の補習	理解が不十分な教科内容や、課題・宿題 → 在籍学籍における 補助(入り込み) や、 復習(取り出し)

出典：『外国人児童生徒受入れの手引き』 2019年3月改訂版 p.27より

2. 外国人児童生徒の日本語指導

(1) 日本語指導の制度

▶ 東京都教育委員会 『日本語指導ハンドブック』（初級対象者）



出典：東京都教育委員会 日本語指導 <http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/school/document/japanese/> より

2. 外国人児童生徒の日本語指導

(1) 日本語指導の制度

▶ 豊橋市教育委員会 初期適応指導教材 『Somos Amigos!』（ポルトガル語版）



出典：豊橋市教育委員会 外国人児童生徒教育資料 <http://www.gaikoku.toyohashi.jp> より

2. 外国人児童生徒の日本語指導

(1) 日本語指導の制度

▶ JSLカリキュラム
Japanese as a Second Language

日常的な会話はある程度できるが、学習活動への参加が難しい子供たちが**学習活動**に参加するための力（＝「学ぶ力」の育成を目指す）



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm

2. 外国人児童生徒の日本語指導

(1) 日本語指導の制度

▶ JSLカリキュラム
Japanese as a Second Language

日常的な会話はある程度できるが、
学習活動への参加が難しい子供たちが
学習活動に参加するための力
(=「学べ力」の育成を目指す)



JSLカリキュラム中学校 (理科) 「植物の生活と機能」

日本語を母語とする生徒なら、今、私が話したような「顕微鏡」、あるいは「光合成」「酸素」「二酸化炭素」「デンプン」といったような語は普通に学校の活動の中で、先生の話聞きながら習得し、理解していく語彙なのですが、外国籍の子ども、日本語が母語でない子どもにとって、まずはこういった用語の確認からステップを踏んで、この活動をやっていく。つまりこれは語彙を覚える活動であると同時に、理科のこの活動を次に行うための語彙の習得であり、文型の習得であるということになります。このように、語彙や文型を習得することで、できるだけ早く教室の中での先生の指示が分かる、教科書に書いてある日本語が分かるというかたちで日本語の教科書も組み立てられているわけです。

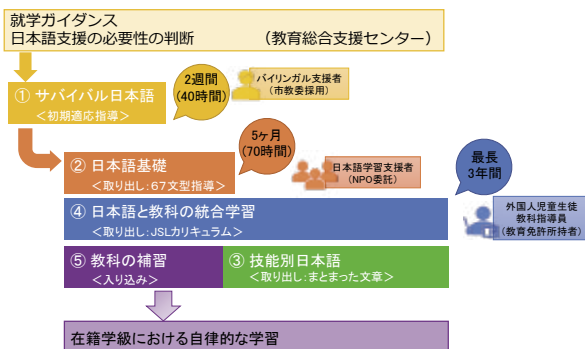
ここで今、お話ししたような、日本語指導のカリキュラムがどのように自治体の中で活用されているのかについて、浜松市の事例を一つご紹介したいと思います。今、申し上げたようなカリキュラムを一人一人の先生が全て自分でやるのではなくて、行政全体でかなりシステムチックにやっている事例となります。

浜松市は、先ほどのつくば市と違いまして、まず外国籍の児童生徒が編入・転入してくると、市の教育総合支援センターというところで、全体で就学ガイダンスをし、その自治体の中で日本語支援が必要かどうかというアセスメントテストをまず全体で行います。そこでの専門家による判断を経て、日本語の指導が必要であると判断されれば、日本語指導のカリキュラムに入っていくということになります。

まず1段階目のサバイバル日本語ですが、ここは日本語を覚えることも大事なのですが、まずは精神的な不安を取り除いて学校生活に慣れる。そういったことが最も重要ですので、ここの指導員としては、市が採用しているバイリンガルの支援者が当たっています。浜松市の

2. 外国人児童生徒の日本語指導

(2) 静岡県浜松市の事例



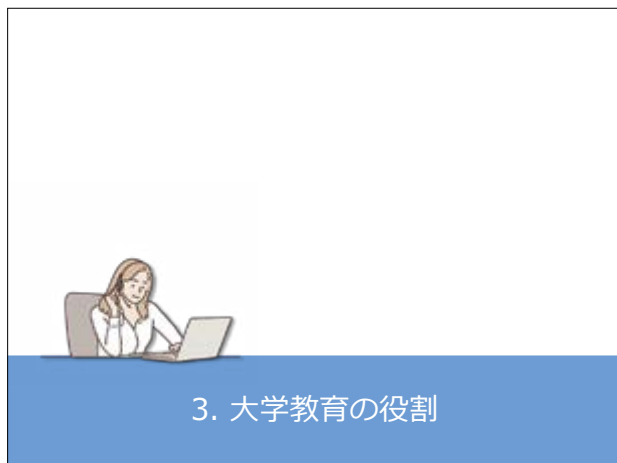
場合、ブラジル人など、多い国籍の児童生徒が割と固定化していますので、それに対応できるバイリンガルの支援者をあらかじめ採用しているということになります。このバイリンガルの方が付き添って、最初、一緒に小学校や中学校に入って2週間、その学校の中で一緒に生活を共にする。

そういった期間が2週間続いた後に、少しずつ学校に慣れてきたら、日本語の基礎の勉強に入る。ここは日本語教師、すなわち日本語を教えるプロであるNPOの方に委託をして行われていて、さらにこれと並行しながら、あるいはこの後に、先ほど申し上げたJSLカリキュラム、すなわち教科と統合していくための日本語の学習が行われます。こちらに関しては教科の知識、教科指導の知識というのが非常に重要ですので、教員免許を持った外国人児童生徒教科指導員という人を、市で雇っている方が最長3年間、ここの指導に当たる。最終的にはこういった指導を少しずつ減らしていきながら、在籍学級に戻っていき、自律的な学習を促す。

こういったように、それぞれの日本語指導のレベルに応じて、適正のある指導者が市で雇用されている。そして、どんな児童生徒も必ずこの時間数は最低限、指導・支援を受けられるという体制になっている。順を追って、それぞれ必要な日本語の指導をステップアップしながら進めていくという体制になっているそうです。

◆大学教育の役割

さて、ここでまたつくばの方に話を戻しまして、先ほど今日の二つ目のトピックまででお話ししたような、つくばのさまざまな課題の中で、大学教育として、あるいはわれわれはどういったことができるのか。どういったかたちでこの課題に関わることができるのかというのを考えました。



地域までを包括した日本語教室というのは非常に望ましい、理想的な姿であるわけですが、それでは、どうすればこういった日本語指導担当教員を養成することができるのか。あるいはこれは本当に日本語教師、日本語指導担当教員の仕事だけで成立することなのだろうかということです。

まずは何よりも非常に複雑で高度な知識と経験の要る日本語教育、それから異文化対応能力に関する専門的知識を備えた学校教員を育成していく必要がある。特に筑波大学は大きな教職課程を持っていますので、その中で教職の本来の能力に加えて、こういった能力を併せ持つ人材というのをこれからどんどん養成していく。そして、地域に輩出していく必要があると考えています。

そして、そのことも非常に大事なのですが、それ以上に、実はこの日本語指導の担当教員を学校全体で支える学校の普通の教員、管理職、あるいは学校の外から地域を支え、地域で活動する活動家、あるいはそういった特定の活動をしないまでも、将来、自分が結婚して、子どもを産んで、自分の子どもが学校に通うようになったときに保護者として、その地域全体で学校を支えることができるような、そういった多文化共生マインドを持った市民を育成していくことが何よりもこの課題の一番の近道なのではないかと考えています。

恐らくこの問題は、今、ここに SDGs 課題というのを挙げましたが、例えば地球の温暖化にしろ、環境汚染にしろ、まずはその道のスペシャリストがその課題を解決する研究を進めるということはもちろん大事なのですが、それだけではなくて、その課題を共有し、日々の生活の中で実践をしていく市民の裾野を広げていくことが大切であるわけです。まさにその構図と同じで、外国人児童生徒が、多国籍間、他国の文化間を移動しながら、その中で十分に言語が発達しないまま、学校教育を受け

ている。そのような子どもたちがいかに自身の言語を獲得して、社会の中で自己実現できるようにするかという課題は、日本語教師だけの問題ではなくて、恐らく政治的、経済的、さまざまな観点からの課題解決が必要なのですが、そういった専門家が関わる中で、多くの方面から知見を集めて解決していく必要がある。従って、将来的には、これは人文系あるいは人間系だけの問題ではなく、さまざまな分野、理系、情報系、医療系、その他全体の課題として認識されていく必要があるのだらうと思っています。

さらに今のようなことを考えますと、ちょうど大学教育、大学というのは、彼らが学校教育の中でそれまで教育を受ける側であったわけですが、今度は地域の学校を将来支える側へと成長していったほしい。そういった過渡期に当たる教育機関ですので、このようなことをより意識的に伝え、自分が将来、地域社会の中で学校と関わることが出てきたときに何かしらこういった課題の力になれるような、そういった人材を将来に向けて育てておくというのが一番大事なことでと考えています。それに際して、今回、私たちのリサーチグループで進めている二つの実践例をこの後、ご紹介したいと思います。

まず一つ目なのですが、インターンシップとして、つくば市内のボランティアに筑波大学の学生を派遣するという試みを昨年度から始めました。先ほどのボランティア派遣の枠組みを使い、グループの中に筑波大学のインターンシップ生を組み込む。そしてボランティアが必要な学校が出てきたら、全体のバランスを考慮して配置してもらう。つまり、人数や時間の都合などが合えば、筑波大学の学生が学校の中に入って、時には加配教員の差配の下で、あるいは他のボランティアのメンバーの方とチームを組んで、その学校の日本語指導に当たるということをしています。現在、7人の学生が四つの小学校、

3. 大学教育の役割

(1) 大学教育の役割

- ▶ 日本語教育・異文化対応能力の専門的知識を備えた学校教員の育成
- ▶ 学校教員・日本語教育人材の育成だけでなく、外国人児童生徒（とその家庭）を地域で支える**多文化共生マインドを持った市民の育成**



これまで学校教育の中で、教育を受ける側であった学生が
学校を支える側（学校・行政・保護者・地域）へと成長する過渡期

- 実践1 インターンシップ派遣
- 実践2 オンライン日本語支援

中学校に派遣をされています。学生たちの多くは週に1コマ、あるいは3年次や4年次で随分、単位は取ったので、週に空きコマがたくさんあるという人は週に4コマ通っています。

このインターンシップの活動を、私の所属している日本語・日本文化学類で授業科目として開設しています。彼らはまず活動計画書を出して活動に参加し、活動中はポートフォリオを作成する。定期的に私と面談してカウンセリングを受け、最終的には報告書を出す。そのインターンシップの活動全体が90時間になったところで3単位を認めるというかたちです。単位というインセンティブを彼らに与えることで地域の社会貢献活動、インターンシップ活動に多くの学生が携われるような仕組みをつくっています。

やはり私が聞き得た情報、あるいは本で読んで知っている知識を学生たちに教える以上に、現場で何が起きていて、何が課題なのかということを彼ら自身が日々、目の当たりにするわけですね。ここは学校の連携がうまくいっていないとか、先生たちはこういうところで苦労しているんだとか、保護者はこのようなことでトラブルが起きがちなんだとか、そのようなことを日々、経験をするわけです。そのようにして課題を知る。さらにはそのことに関して、学生たち、あるいは学校と教員だけでなく、市民のボランティアの方との協働でその課題解決に当たる社会活動に参加をさせてもらっていることに非常に大きな意義があると思っています。

現在、日本語・日本文化学類は日本語教員や国語教員を目指す学生が主なのですが、将来的には、例えば将来、数学の先生になりたい人、あるいはそういった理系の人、学校教員にはなるつもりはあまりないけど、大学4年間の間に一度、そういうものをやってみようかなと思っている人など、幅広い分野の学生に、このような現場を

実際に体験し学んでもらう。そして、自分に何ができるのかというのを考えながら卒業してもらえるといいと考えています。

しかし、今、派遣できているところは、交通の便などの地理的な制約から、いずれも筑波大学近辺の学校ばかりなんですね。本来、恐らく必要である市民のボランティアの方も行きにくいようなつくば市の周辺の遠方の学校に、学生を派遣できれば一番いいのですが、やはりそれは学生も足がないということで難しいというのが現状です。

今の地理的不便さを打開するのに、実践の二つ目なのですが、オンラインでの日本語支援を今年、始めてみました。つくば市から筑西市と、阿見町の2カ所をオンラインで結んで日本語支援をしています。一つは筑西市のE中学校、もう一つは阿見町のF中学校なのですが、それぞれの学校でパソコンとオンライン環境を用意してもらって、筑波大生がキャンパスから、あるいは自宅からZoomでつなぎ、日本語支援をするというものです。

実はこの取り組みはコロナ禍とは全く関係なく、先ほどお話したように、都市部からは離れた遠方の外国人の散在地域にいかん日本語支援を届けるか。その中で実際に訪問をすることが無理であれば、オンラインはどうだろうかという動機で始まったことなのですが、ちょうどこの事業が始まる今年の3月、4月にコロナ禍になりまして、私たちが思っていた以上にオンラインということが非常に脚光を浴びるようになりました。

実際にこのようなかたちで筑波大生が日本語のサポーターになって、茨城県の小中学校の日本語指導が必要な児童生徒とオンラインでつながり、日本語の加配教員がいない散在地域の学校の児童生徒に日本語学習の支援の手を差し伸べる。さらに筑波大生の教育と一体化させることによって単に児童生徒を支援するという関係から脱

3. 大学教育の役割

(2) 実践1: インターンシップ派遣

つくば市教育委員会
日本語指導ボランティアコーディネーター

授業科目「国際・協働インターンシップ」
・活動計画書
・活動ポートフォリオの作成
・定期カウンセリング
・活動報告書
→ 90時間の活動で3単位

現場の課題を経験で把握
市民ボランティアとの協働での社会活動

派遣期間	学生	活動時間(期間)
A 小学校	学生a	週1コマ (2020.1~)
B 小学校	学生b	週4コマ (2020.9~)
	学生c	週1コマ (2020.9~)
	学生d	週1コマ (2020.9~)
	学生e	週1コマ (2020.9~)
C 中学校	学生f	週2コマ (2020.9~)
	学生g	週1コマ (2020.9~)
D 義務教育学校	学生c	週2コマ (2020.9~)

* 加配教員あり

地理的制約から筑波大学近隣の学校のみ

3. 大学教育の役割

(3) 実践2: オンライン日本語支援

茨城県教育委員会 グローバル・サポート事業 (2019-2021年度) 研究委託 (筑波大学)
令和2年度「オンライン学習による日本語初期指導カリキュラム開発・検証のための基礎研究」

筑西市 E中学校
阿見町立 F中学校

3. 大学教育の役割

(3) 実践2: オンライン日本語支援

【現状】・茨城県で日本語指導が必要な児童生徒数 約1,500人
・日本語指導担当の加配教員が配置されていない学校の児童生徒 約500人

【課題】・日本語教員非加配校＝外国人散在地域 にも日本語支援の体制を
・大学教育との一体化による、支援と支援者育成の循環するシステムを

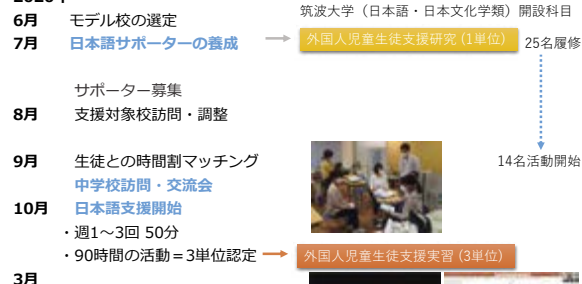
▶ 担当教員：松崎 寛（人文社会系・准教授）
澤田浩子（人文社会系・准教授）
入山美保（人文社会系・助教）
▶ コーディネーター：井上里鶴（つくばにほんごサポート）



3. 大学教育の役割

(3) 実践2: オンライン日本語支援

2020年



却して、学生自身を立派な支援者に育てあげるという持続可能なシステムをつくりたいというのがこのプロジェクトの大きな狙いでした。この事業は今、このメンバーで進めておりまして、現在、中学校の生徒が6名、筑波大学の学生が14名、このプロジェクトに参加しています。

当初は4月からスタートする予定でしたが、コロナ禍でなかなか動きが取れなくなってしまったので、実際、動き始めたのは6月からになります。今年度、このプロジェクトはいったん休みにしようかという話も出ていたのですが、コロナ禍だからこそ、オンラインだからこそ、今、この事業をやらないといけなのではという思いで、少し学校の先生方にはご無理を言いまして、モデル校として手を挙げていただき、われわれは7月の1カ月間で、まずは日本語サポーターを養成するという目的で「外国人児童生徒支援研究」という実践研究に焦点を当てた授業を開設しました。全体で10コマ、1カ月間の授業で、25名が履修してくれました。

その25名の履修の修了者の中から、実際にオンラインで結んで学習支援をするサポーターを募集しました。夏休みの間にモデル校になってくれた対象の学校を訪問し、生徒さんの選定をしました。その生徒さんと時間割を調整して最終的に決まったのが14名の学生です。この14名が正式な第1期サポーターとして活動を開始しました。9月の末には実際に中学校を訪問し、外国籍の児童さんと対面をして、少しお話をしたりするという交流会を行いました。その後、10月1日からオンラインで結んでの日本語支援を開始したということになります。

繰り返しになりますが、大体、週に1回から3回で、3月までの間で約90時間の活動。これでもって3単位を認定し、「外国人児童生徒支援実習」という授業を彼らは履修するということになります。10月から3月ま

での約6カ月間にわたって、ほぼ毎週、週に1回、このようにオンラインで顔を合わせて、時には雑談をしたり、おしゃべりをしたりしながら、その中で日本語を楽しく学んでいくという活動をしました。

オンラインですので、今、ちょうど私がやっているように、パワーポイントの共有を使いながら、そのパワーポイントの画面を操作して日本の県名を覚えたり、あるいは「どこどこから来ました」という文型の練習をしたりというような、教材も全てオンラインでということで、学生たちがこういったものを工夫してつくりながらやっています。

ここまでお話して、私たち自身がこの教育実践をしている中で考えていることを最後にお話ししたいと思います。最初に申し上げたとおり、私自身、外国人児童生徒の日本語教育の専門家ではありません。このプロジェクトにかかわっている同僚にも、最初から外国人児童生徒の課題に取り組んでいる専門家ではないわけです。しかし、この課題を日本語教師だけの問題にする、あるいは学校教育だけの問題にするのではなく、地域全体、社会全体の問題として考えていく必要がある。そのことを考えると、われわれ、教育者あるいは研究者自身が決してこの問題の専門家ではない人間であって関わられる枠組み、仕組みをつくっていく必要がある。その中で、私たちが媒介となって、たくさんの学生に当該の課題を伝えていくということが必要なのではないかと思っています。

複言語主義という考え方がCEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）の中でうたわれていますが、今、私たちがオンラインで結んで、あるいは学生をインターンシップで派遣して支援をしている子どもたちは、恐らく将来的には日本語と、それから母語であるタガログ語と、それから英語を少しずつ、いろいろな程度で身に付けた大人になるんだろうと思います。その中で、英語は少し得意だ

けれど、実際、中学校で使っていたのは日本語なので、勉強の単語は日本語が一番得意。タガログ語はお母さんと会話をするだけなので、文字を読んだり書いたりできないというようなかたちで、いろいろな自分の持っている言語をさまざまなかたちで自分の中で発達させていて、それぞれの場面、目的、相手に応じて、幾つかの言語を使い分ける能力を持っていればいいわけです。すなわち何か一つの言語、例えば日本語を母語話者と同程度にまで発達させるという必要はないわけです。こういった複言語主義に立つ以上、この能力としての複言語はこういった幾つかの言語を使って、彼らが自己実現をする。その能力を発達させるということが大事だということになります。

さらに複言語主義というのは、言語能力の使い手だけの問題ではなくて、価値として社会に共有されるべき考え方であるというのがもう1点、大事な点かと思えます。すなわち、何か一つの言語が母語話者と同程度に熟達しているという必要性はない。すなわち母語話者を基準にすると時には劣ると見えるかもしれない言語能力も、その人の中で、複数の言語能力の中で成立している立派な言語能力であるということです。すなわち何か自分たちから見て劣っているとか、聞くに堪えないとか、あるいは間違っているとかではなく、そういった言語能力に対する肯定的な見方や寛容性を私たちは身に付けていく必要がある。

しかし、これは頭では分かっているけど、例えば少し私たちにとってかちんと来るようなイントネーションで発話されたものを寛容に受け止めることができるかということですね。これを自然に身に付けることは難しいので、これは学校で何度も、教育の力によって寛容性というものを育てていく必要があります。

私たちがこの外国人児童生徒の支援ということを大学の教育でやるのは、まさにこういった複言語主義に対する考え方を理解し、言語に対する寛容性を身に付けていくために行っていると考えています。

ただし、今、お話したようなことは、実は諸刃の剣のことがあります。複数の言語を使うことで社会的な自己実現を達成できる能力を良しとして、それを目指して、私たちは、言語支援をしているわけです。つまり教育というのはある望ましいと思っているゴールがあって、それにできるだけ近づけてあげたい。そのために支援をしている、サポートをしているわけですが、では、そこまで到達できなかった子どもたちはどうなるのかということです。

3. 大学教育の役割

(4) 「複言語人材」が隣人となる未来

▶ 複言語主義

- (1) 能力としての複言語主義 (plurilingualism as a competence)
 - ・ある目的のために、さまざまな程度で、**いくつかの言語を使う能力**
 - ・教育の目標はこうした能力を**発達させる**ことである。
c.f. ダブル・リミティッド

(2) 価値としての複言語主義 (plurilingualism as a value)

- ・**言語に対する寛容性**
- ・しかし、これは自動的な感覚と言えるものではないので、学校で教えることにより、**促進させる**必要がある。

Council of Europe (2007). From linguistic diversity to plurilingual education: Guide for the development of language education policies in Europe (Main version). Strasbourg: Council of Europe.

よくいわれることですが、必要な成長の過程で、第1言語も第2言語も十分に発達しないまま、自身の内的な言語が成熟しないまま大人になる。深い洞察力、考察力、自己表現能力といったことを身に付けないまま大人になってしまうダブル・リミティッドといったような、以前はセミリンガルといわれていたことですが、そういったような子どもたちが、これからどれだけ日本語の支援を頑張ったとしても、一定数の割合で社会に出てくるわけです。そういった子たちが例えば大学に入ってくる。あるいは会社で自分の部下になる。あるいは隣人になる。そういったときに私たちはダブル・リミティッドである言語能力が十分でない隣人とのように社会を営んでいくのか。その中でどういったかたちで言語というものの価値をつくっていくのかというのは非常に現実の社会問題としても、言葉、それから文化を担う人文学の学問としても非常に重要な課題になるのではないかと思います。

少しお話が長くなってしまったのですが、最後「コロナ後を見据えて」というものもありますが、これは付け足しのようなかたちになるので、ここでお話を終わりにしたいと思います。すみません、ちょっと超過しまして。以上です。ご清聴、ありがとうございました。

白山 澤田先生、大変に内容の濃い、よく整理された、また現場の知見に溢れたご講演、誠にありがとうございます。せっかくですから「コロナ後を見据えて」というところを少しお話しください。

澤田 よろしいでしょうか。

白山 ええ、ぜひお願いいたします。

◆コロナ後を見据えて

澤田 ありがとうございます。副題で頂いたお話ですし、今回、オンラインでの支援というのがちょうどコロナ禍

ということもあって非常に注目されているところですので、少しその観点からお話させていただきたいと思います。

最後に話したオンラインでの支援実習なのですが、1対1で行っているんですね。1人の大学生対1人の生徒ということで、非常にきめ細やかな支援ができていると思っています。生徒の方は1人当たり週に2～3回、取り出し授業をやる。それが6人いるので、大学生は14人いるんですね。大学生もみんな、忙しいので、大体、週に1回、この活動に参加をしてくれていて、全体で14人います。

この単純計算でいくと、先ほどの話なのですが、県内にいる、まだ日本語の指導が受けられていない500人の生徒を支援するためには何人の大学生が必要になるのかということです。筑波大生も無尽蔵に湧いて出てくるわけではないので、そもそもこのプランというのは茨城県の500人を救うための支援としては少し無理があるということが分かります。

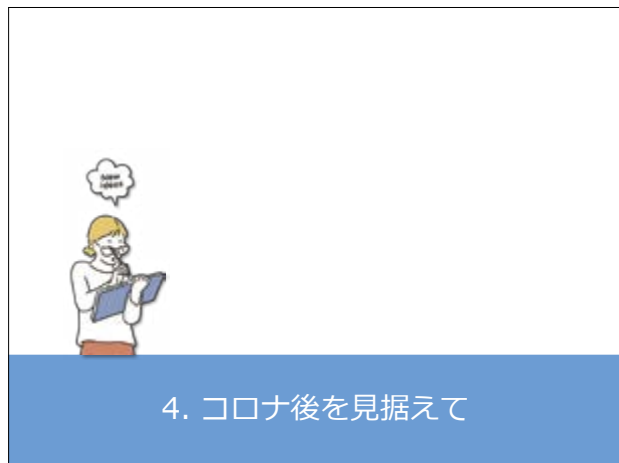
500人全体に行き渡らせる支援というのを実現するために、来年度以降、少し考えていることとして、1対

2あるいは1対3くらいの形で、広域のネットワークをつないで支援をする構想を持っている。それを少し実証研究的にやってみたいと考えています。

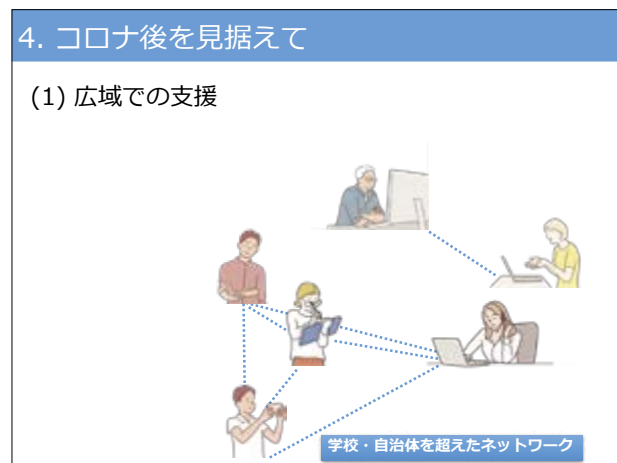
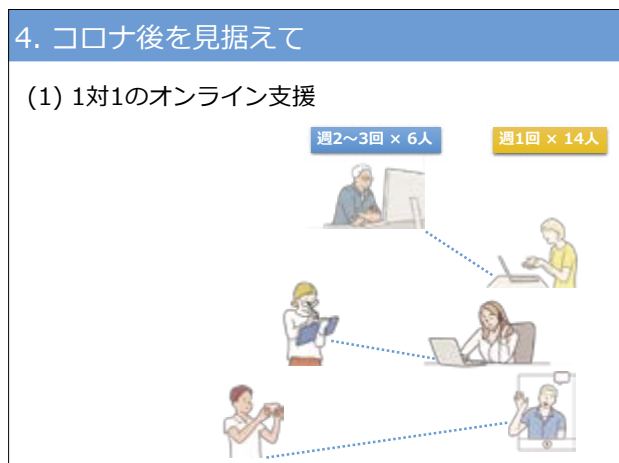
現在は、一つの学校の中だけでやっているわけですが、学校を超えて、同じようなレベルの日本語力を持つ児童生徒を結び、同じ支援をする。子ども同士も、自分の学校ではない児童生徒と友達になることができるというような、広域の支援をつくる仕組みです。さらには、この広域での支援を下支えするネットワークシステムが必要になってくると思います。

まず学校側ですが、この複数の生徒を結ぶための時間割の調整あるいは急な日程変更や欠席の連絡をどのようにするか。あるいは彼らの在籍学級との連携、あるいは彼らが小学校から中学校、高校へと進級していくに従って、ここで受けた支援の学習カルテ、いわゆる学習ポートフォリオのようなものが自治体全体で引き継がれると良いのではないかな。また、こういった子どもたちが今、どうかたちで学習をしていて、自分たちの将来のための言語能力を育んでいるのかということ、やはり保護者、家庭全体で共有して支えていく。家庭と学校現場、学習の場をつなぐ支援というものをオンラインで構築することができると良いと思います。

今回、本当にコロナ禍をきっかけに、学校現場にオンラインが導入されるということが、半ばやむを得ず導入されたものの、しかし実際にやってみると意外と生徒にも抵抗なく受け入れられ、先生たちにも非常に好意的に受け止められているというふうに感じています。というのも、オンラインでの支援をすると、私たちは普通、「やっぱり教育は対面じゃないと駄目で、人間関係は対面でこそだね。」「笑顔が見られて、肌の感覚があって、同じ空気を吸って、そういった中で一緒に人間関係が築かれるんだよね。」と思うわけです。

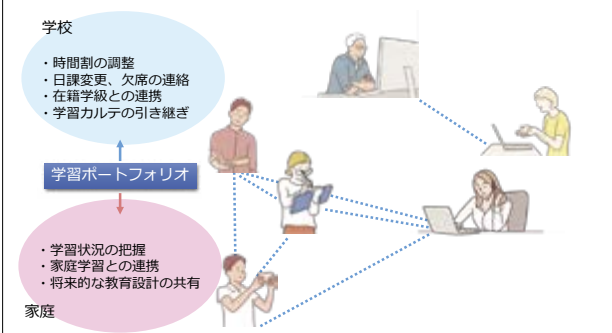


4. コロナ後を見据えて



4. コロナ後を見据えて

(1) 広域での支援を支えるネットワークシステム



このオンラインの支援を始めるときにも、交流会をやるとはいえ、1回会っただけの人間に中学生が心を開いてくれるだろうかというのは非常に心配していたところなんです。ですが、実際やってみると、一度、交流会をやっただけの大学生と中学生の女の子は本当に次の週からオンラインで非常に親しげに話をしてくれ、私たちには見せてくれなかったような笑顔をオンライン上で振りまいていまして、つまりオンラインでも十分、ラポール（信頼関係）が形成されているわけです。

そういった中で、教育でも、教育以外の場面でも、どういうコミュニケーションであれば、オンラインでも十分だと私たちが感じられるのか。オンラインでも十分なコミュニケーションの健全さというものが成り立つときに、どういうときにそれは成立し、どういうときに不健全なコミュニケーションになってしまうのかということの知見が求められているのだと思います。より健全なコミュニケーションを育みながら、子どもたちの教育に利用をしていけるのではないかなというように考えています。

ありがとうございました。以上です。

白山 オンライン日本語支援の先のビジョンまで教えていただきました。本当にありがとうございます。

時間が過ぎてしまいましたが、澤田先生、一つ二つご質問を受けてもよろしいでしょうか。

澤田 はい、よろしくお願いいたします。

白山 まずはチャットの方で二つ、質問が挙がっています。「インターンとして日本語教育の知見を持つ大学生が学校現場に入ること、現場の先生方から何らかのプラスの、もしくはマイナスのフィードバックがありましたら教えていただけますか」というご質問です。

澤田 ありがとうございます。そうですね。学校の先生方、あるいは一緒にチームを組んで指導して下さって

4. コロナ後を見据えて

(2) オンライン・コミュニケーションにおける wellness（健全さ）

いるボランティアの方からのフィードバックというのはまだ十分に得られていない状況です。毎月のカウンセリングの様子から学生たちが自分たちのこれまで想像していた日本語教育とはかなり大きく違うんだということをひしひしと感じているようです。必ずしも積み上げ式ではうまくいかない。教科書ベースの教え方ではうまくいかない。そういった現場の中で、日々、教材を工夫しながら、対応していらっしゃる先生方、ボランティアの方の様子を見て、学生たち自身が、いろいろ学んでいるという話を聞いています。

白山 ありがとうございます。人文社会系の秋山肇先生から「サバイバル日本語は、バイリンガル教員によるサポートということで母語を前提としたものかと思いますが、グローバル化が進むにつれて、母語が例えば、必ずしも一つではないこともあります。世界中の言語をカバーするのは難しいと思います。それを考えると、日本語で日本語を教えるような教材などをつくる必要もあるかと思いますが、サバイバル日本語での段階での日本語教育についてはどのようにお考えでしょうか」というご質問がきています。

澤田 ありがとうございます。先ほどご紹介した豊橋市、浜松市など、地域によって、そこに居住する外国籍の方の母語のバックグラウンドがかなりの程度固定化しているようです。そのような地域は、母語を使って、彼らの知識、彼らのもともと持っている認知能力にアクセスしてあげる、そこから本来の彼らの言語能力を引き出してやるというようなことは十分に効果的だと思います。ですから母語での支援ということもやはり大事だと思います。

一方で、今、先生がおっしゃったように、必ずしも母語であることが有効でない、あるいはその人の母語が決められない場合もあります。そのような場合は、日本語

で日本語を教えるという手段が重要になってきます。お見せした教材は多言語対応のものでしたが、日本語だけでサバイバル日本語を指導するということが現場では行われているかと思います。

白山 ありがとうございます。また次々と質問が出ております。人文社会系の山本祐規子先生からです。「児童の親の社会層、職業、学歴、暮らしの水準による差が大きいのではないかと思います。つくば市の場合、特に両親の社会階層の問題が大きいと思うので、対応の仕方が異なるようにも思います」というご質問です。この社会階層の違いというのはあるのでしょうか。

澤田 あると思います。つくば市のすぐお隣の常総市は同じ県南地域なのですが、外国籍の保護者の方の属性というのがかなり違うと思います。それによって滞日歴とか、あるいは教育観とか、そういったものが違うので、学校の先生方に必要とされる対応力といったようなこともつくば市と常総市とは大きく違うのではないかと推測します。

白山 ありがとうございます。それから「多文化共生マインドを持った学生の育成ということで、人文社会系の学生さんは比較的親和性が高いと思うのですが、今後、人文社会系の学生以外の学類生が興味を持って、こういった事業に参加するには、どのような働きかけの工夫、興味を持たせるような工夫があったらいいかとお考えでしょうか」といったコメントも寄せられております。

澤田 どうしたらいいでしょうね。それはぜひ。

白山 教えてほしいですよ（笑）。

澤田 はい。ぜひ教えていただきたい。今日、参加の方からアイデアをぜひ頂きたいです。頑張ってポスターをつくって配るなどはしています。あと1年生向けの200人くらいの大講義の授業を持っているので、そこでこういう話をしています。

ただ、他の学類の学生からもこういった授業への履修の問い合わせが増えていまして、国際総合学類、障害科学類の学生などから最近、問い合わせが多くなっています。あと、伸ばすべきは理系の学生かなと思っています。

白山 分かりました。ありがとうございます。それでは、最後の質問にしたいと思います。「日本語指導教員の役割がスクールカウンセラーとかなり重複しているのではないかと感じました。スクールカウンセラーと協働で活動をする必要性、あるいは可能性があると思います。このスクールカウンセラーとの、協働についてはいかがでしょうか」ということです。

澤田 そうですね。まさにそのとおりかと思います。私

自身、スクールカウンセラーと日本語教室による協同実践はまだ一度も見たことがありませんが、どういったかたちで動き得るのかということがまだまだ分かっていないところがあります。恐らく外国籍の、日本語指導の必要な子どもだけの支援ということではなく、何らかの配慮・指導が必要な学習障害、あるいは学習障害までいなくても指導が必要な、少し配慮が必要な子どもたちの支援の一環として、日本語指導を位置付けるべきだと考えます。彼らだけを決して別にしないで、学校の中で見守っていくという体制が必要だと思います。そういう意味で、スクールカウンセラーのいる学校に関しては、その人が全体を把握するというのが一番有効ではないかと思います。

白山 ありがとうございます。それでは時間もかなり過ぎてしまいました。

本日は、つくば市の外国人児童生徒の現状、日本語教育の支援が必要な子どもたちの支援の現状と課題、それから日本全体の状況も含めてお話ししていただきました。加えて、つくば市の外国人の児童生徒に対する日本語教育の実際の指導体制を筑波大学の日本語教育カリキュラムの中に取り込みながら、また学生を巻き込みながら、実際のつくば市の外国人児童生徒の支援につなげていく教育実践について知ることができました。さまざまなボランティア団体や自治体、それから国際交流協会等の関係者と連携・協力しながら、一つの大きなネットワークを使って、非常に広い視野から、しかもきめ細かく、知恵を絞って支援をされているという現状が非常によく伝わりました。

多文化共生マインドを持った市民の育成という文脈の中で、身近なところで先生の教え子の学生さんたちに対して、そうしたマインドを涵養するような教育実践を、プロジェクト型の教育研究活動の中で推進しているという点に強い感銘を受けました。

最後の「コロナ後を見据えて」というところで、複言語人材の育成ということで、1対1のオンラインの支援から1対2、3と広げることでマンパワーの問題を解決していく、広域での地域を支えるネットワークを新たにつくろうという試みについてお話ししていただきました。

オンライン教育でよくいわれていることは、コミュニケーション不全です。しかし、コミュニケーション不全は必ずしも起こるわけではなく、何らかの条件、基準のもとではオンラインの教育活動であっても十分なコミュニケーションが成り立つということでした。まさにそれを模索しながら、つくば市の外国人児童生徒の日本語教

育支援を進めていく中で得られた、最先端の知見を教えてくださいました。大変に勉強になりました。本当にありがとうございました。

時間が超過してしまいました。以上をもちまして、第16回「中央ユーラシアと日本の未来」公開講演会をお

開きとさせていただきます。最後まで聴講してくださった参加者の皆さま方、心から御礼を申し上げます。これで終了させていただきます。

澤田 ありがとうございました。

第 16 回「中央ユーラシアと日本の未来」公開講演会

2020年11月30日(月)

13:45～15:00

対象 本学学生・教職員, 一般

会場 Zoom meeting

参加登録
〆切
11/30(月)
13:00

※下記申込フォームにて参加登録をしていただくと、
どなたでも無料でご参加いただけます。
ご登録後、講演会入室のための URL をお送りいたします。

つくば市の外国人児童生徒の

日本語教育等の支援をめぐって

ー現状と課題、コロナ後を見据えてー



澤田 浩子 先生
Sawada Hiroko

筑波大学
人文社会系 准教授

Associate Professor
Faculty of Humanities and Social Sciences
University of Tsukuba

https://www.osi.tsukuba.ac.jp/fight_covid19/sawada/

申込フォーム



Supported by
日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION

※当日ライブ視聴できない本学学生・教職員の皆様のために、manaba にて無料の動画配信を
予定しております。詳細は、講演会后、下記NipCAプロジェクトWebsiteにてお知らせいたします。

主 催：筑波大学「日本財団 中央アジア・日本人材育成プロジェクト (NipCA)」
共 催：日本言語政策学会多言語対応研究会
協 力：筑波大学 グローバル・コモンズ機構, 国際室,
グローバルコミュニケーション教育センター社会貢献委員会,
スーパーグローバル大学事業推進室, 地域研究イノベーション学位プログラム,
人文・文化学群, 社会・国際学群,
科研プロジェクト基盤研究 (C) 社会実装のための多様な「やさしい言語」に関する総合的研究

問合せ：NipCA プロジェクト Website: <https://centralasia.jinsha.tsukuba.ac.jp/>
TEL: 029-853-4251/Email: info@genis.jinsha.tsukuba.ac.jp

筑波大学「日本財団 中央アジア・日本人材育成プロジェクト (NipCA)」主催
公開講演会シリーズ「中央ユーラシアと日本の未来」
第 16 回 つくば市の外国人児童生徒の日本語教育等の支援を巡って
—現状と課題、コロナ後を見据えて—
筑波大学 人文社会系 准教授 澤田浩子

2021 年 1 月 15 日

監 修 臼山 利信
編集・校正 梶山 祐治 (主担当)、山本 祐規子、谷越 祥子、笹山 啓
発 行 者 臼山 利信
発 行 所 筑波大学「日本財団 中央アジア・日本人材育成プロジェクト (NipCA)」
茨城県つくば市天王台 1-1-1
Tel: 029-853-4251
E-mail: info@genis.jinsha.tsukuba.ac.jp
Web: <https://centralasia.jinsha.tsukuba.ac.jp/>
印刷・製本 株式会社アイネクスト



筑波大学「日本財団 中央アジア・日本人材育成プロジェクト (NipCA)」

〒305-8571 茨城県つくば市天王台 1-1-1 筑波大学

Tel. 029-853-4251

E-mail: info@genis.jinsha.tsukuba.ac.jp

Web: <https://centralasia.jinsha.tsukuba.ac.jp/>



公開講演会シリーズ第16回のテーマカラーは、国連が定めた17の「持続可能な開発目標 (SDGs)」のうち、「目標16. 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する」のアイコンの色を基調としています。